

『漢書』百官公卿表訳注稿 (三)

『漢書』百官公卿表研究会

大川俊隆 門田 明 村元健一 吉村昌之 米田健志

八、郎中令・光祿勳

原文

郎中令、秦官(1)。掌宮殿掖門戸(2)。有丞(3)。武帝太初元年、更名光祿勳(4)。屬官有大夫・郎・謁者、皆秦官(5)。又期門・羽林皆屬焉(6)。大夫掌論議(7)、有太中大夫(8)・中大夫・諫大夫(9)、皆無員、多至數十人(10)。武帝元狩五年、初置諫大夫、秩比八百石(11)。太初元年、更名中大夫爲光祿大夫、秩比二千石(12)。太中大夫、秩比千石(13)如故(14)。郎掌守門戸、出充車騎(15)。有議郎・中郎・侍郎・郎中、皆無員、多至千人。議郎・中郎、秩比六百石。侍郎、比四百石。郎中、比三百石(16)。中郎有五官・左・右三將、秩皆比二千石(17)。郎中有車・戸・騎三將(18)、秩皆比千石。謁者掌實讚受事。員七十人、秩比六百石。有僕射(19)、秩比千石。期門掌執兵送從。武帝建元三年、初置。比郎、無員、多至千人(20)。有僕射、秩

比千石(21)。平帝元始元年、更名虎賁郎(22)、置中郎將、秩比二千石(23)。羽林掌送從、次期門。武帝太初元年、初置(24)、名曰建章營騎(25)、後更名羽林騎(26)。又取從軍死事之子孫、養羽林、官教以五兵、號曰羽林孤兒(27)。羽林有令・丞(28)。宣帝、令中郎將・騎都尉監羽林、秩比二千石(29)。僕射(30)、秦官(31)。自侍中、尚書・博士・郎皆有(32)。古者重武、官有主射以督課之(33)。軍屯吏・騶宰・永巷宮人皆有、取其領事之號(34)。

訓読

郎中令は、秦官なり(1)。宮殿の掖門戸を掌る(2)。丞有り(3)。武帝太初元年、名を光祿勳と更む(4)。屬官に大夫・郎・謁者有り、皆な秦官なり(5)。又た期門・羽林は皆な焉こゝに屬す(6)。大夫は論議を掌り(7)、太中大夫(8)・中大夫・諫大夫有り(9)、皆な員無く、多きは數十人に至る(10)。武帝元狩五年、初めて諫大夫を置き、秩は

現代語訳

比八百石(11)。太初元年、名を更めて中大夫を光禄大夫と為し、秩は比二千石(12)。太中大夫、秩は比千石(13)、故の如し(14)。郎は門戸を守るを掌り、出ずるに車騎に充てらる(15)。議郎・中郎・侍郎・郎中有り、皆な員無く、多きは千人に至る。議郎・中郎、秩は比六百石。侍郎は比四百石。郎中は比三百石(16)。中郎に五官・左・右の三將有り、秩は皆な比二千石(17)。郎中に車・戸・騎の三將有り(18)、秩は皆な比千石。謁者は賓讚受事を掌る。員は七十人、秩は比六百石。僕射有り(19)、秩は比千石。期門は執兵送従を掌る。武帝建元三年、初めて置く。郎に比して、員無く、多きは千人に至る(20)。僕射有り、秩は比千石(21)。平帝元始元年、名を虎賁郎と更め(22)、中郎將を置き、秩は比二千石(23)。

羽林は送従を掌り、期門に次ぐ。武帝太初元年、初めて置き(24)、名づけて建章宮騎と曰い(25)、後に名を羽林騎と更む(26)。又た従軍死事の子孫を取りて、羽林に養い、官は教うるに五兵を以てし、号して羽林孤兒と曰う(27)。羽林に令・丞有り(28)。宣帝は中郎將・騎都尉をして羽林を監せしめ、秩は比二千石(29)。僕射は(30)、秦官なり(31)。侍中自り、尚書・博士・郎まで皆な有り(32)。古は武を重んずれば、官ごとに主射有りて以て之を督課す(33)。軍屯吏・驩・宰・永巷宮人に皆な有りて、其の領事の号を取る(34)。

郎中令は、秦官である(1)。宮殿の掖門戸を掌る(2)。丞がある(3)。武帝太初元年(前一〇四)に、光禄勳と改名した(4)。

属官には大夫・郎・謁者があり、いずれも秦官である(5)。また期門・羽林もいずれもこれに所属していた(6)。

大夫は論議を掌り(7)、太中大夫(8)・中大夫・諫大夫があり(9)、いずれも定員が無く、多いときには数十人にもものぼった(10)。武帝元狩五年(前一一八)、初めて諫大夫を置き、官秩は比八百石とした(11)。太初元年(前一〇四)、官名を改めて中大夫を光禄大夫とし、官秩は比二千石とした(12)。太中大夫は、官秩は比千石で(13)従来のままであった(14)。

郎は宮殿の門戸を守ることを掌り、皇帝が外出するときには警備の車騎にあてられる(15)。議郎・中郎・侍郎・郎中があり、いずれも定員が無く、多いときには千人にもものぼった。議郎・中郎は、官秩は比六百石。侍郎は、比四百石。郎中は、比三百石(16)。中郎には統率者として五官中郎將・左中郎將・右中郎將の三中郎將があり、官秩はいずれも比二千石(17)。郎中には統率者として郎中車將・郎中戸將・郎中騎將の三中郎將があり(18)、官秩はいずれも比千石。

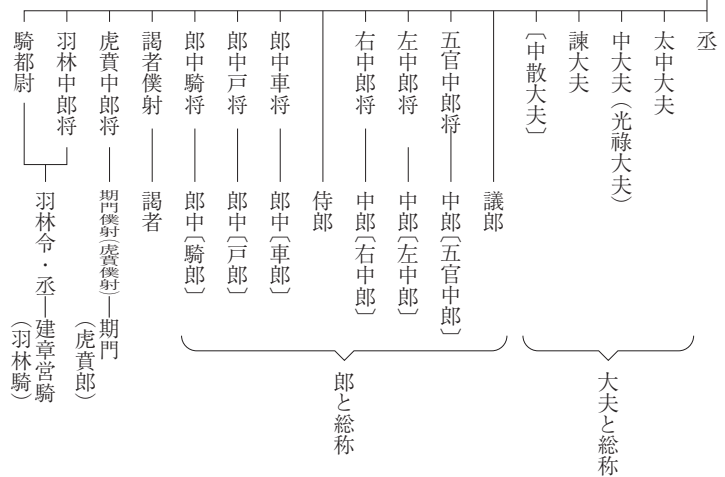
謁者は賓客の介添えと取り次ぎを掌る。定員は七十人、官秩は比六百石。謁者僕射があり(19)、官秩は比千石。

期門は武装して皇帝を護衛し、随従することを掌る。武帝
 建元三年（前一三八）に初めて置かれた。郎に準じており、
 定員が無く、多いときには千人にもなった（20）。期門僕
 射があり、官秩は比千石（20）。平帝元始元年（後一）に虎
 賁郎と改名し（22）、虎賁中郎将を置き、官秩は比二千石と
 した（23）。

羽林は皇帝を護衛し、随従することを掌り、期門に次ぐ。
 武帝太初元年（前一〇四）に初めて置かれ（24）、建章宮騎
 と名づけ（25）、後に羽林騎と改名した（26）。また従軍して
 戦死した者の子孫を引き取り、羽林において養育し、官が五
 種の武器の使用法を教えて、これを羽林孤兒と呼んだ（27）。
 羽林には令・丞があった（28）。宣帝は中郎将・騎都尉に羽
 林を監督させ、官秩は比二千石であった（29）。

僕射は（30）、秦官である（31）。侍中から、尚書・博士・
 郎までいずれも僕射がある（32）。古は武を重んじたので、
 官職ごとに弓射の責任者がいて武事を監督し考課した（33）。
 軍屯吏・騶・宰・永巷宮人もいずれも僕射があり、監督対象
 の官名を冠した（34）。

郎中令（光祿勳）



※この統属表は百官表本文の記述を元に作成したものであるが、前漢代を通じての変化を反映したものではない。
 「」は補注により補っている。

注釈

(1) 注 臣瓚がいう。郎内の諸官を掌るので、郎中令とい
 う。

補注 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀の二世

元年（前二〇九）には「趙高が郎中令となった」とある。秦始皇本紀の後段にはもう一人郎中令が見えており、『史記』集解で徐広は「趙成である」という。

錢大昭がいう。宋・括蒼の鮑彪は『戦国策』韓策三の注において郎は廊と同義であるという。『戦国策』衛策に「梧下先生が魏王に目通りした時に、趨り出でて郎門に至って引き返した」とある。ここにいう郎門とは、つまり郎（廊）の門である。また同書秦策上には「段産が秦の新城君に言うには「今、私は郎中に居りますが、あなたのことを王に悪く言ったりはいたしません。しかし他人が私のことをあなたに悪く言わないようにすることも出来ません」とある。だとすれば、つまり秦の昭王の時には、すでに郎中という名称があり、その職はこのときすでに王に親近なものであったのである（以上は、元・方回『続古今攷』巻一〇からの引用）。考えるに、鮑彪の説は正しい。『周礼』大司馬の鄭玄注は『司馬法』を引用して「鼓の音は閭を越えず、鞀の音は闔を越えず、鐸の音は琅を越えない」と言う。琅はつまり郎（廊）であり、仮借字である。卷五六・董仲舒伝には「巖郎の上遊ぶ」とあり、注で晋灼は「堂の端の廡である、巖郎とは巖峻な郎（廊）である」と言う。『説文解字』では「廊」字は宋・徐鉉の増補した「新附字」の中にある。古には「廊」字を用いず、皆な「郎」字を用いたのである（『漢

書辨疑』巻九）。

考証 補注に引く錢大昭の説は、郎中の「郎」字は回廊の意だということで、郎中という官名は回廊に控えていたことに由来するとするのである。なお、卷五七上・司馬相如伝上の注で顔師古は「廊とは殿堂の周囲を取り巻く建物である」と注釈する。

(2) **補注** **王先謙**がいう。百官志二には「宮殿の門戸に宿衛し、署郎が交替で当直して執戟して門戸に宿衛するを典謁し、その徳行を考査して昇進・降格させることを掌る。郊祀の儀式進行に際しては、三献を掌る」とある。後漢では一人。

考証 掖門については、卷三・高后紀の呂后八年（前一八〇）条で顔師古が「正門ではなく両傍にある門で、人の両腋（掖）のようなものである」と解釈する。なお「佐原康夫二二〇〇二」によれば、宮中の正門警備は衛尉の管轄であり、光祿勳が警備する掖門は天子に直結した名誉ある門であり、天子の最も信頼する郎官の親衛隊によって守られるべきであったとする。

「三献」とは、祭祀の式次第の一環として神に対して三たび酒を酌んで供えられるが、そのうち三番目に酒を酌んで供える所作のことをいう。百官志一によれば後漢の郊祀儀礼においては太尉が「亜献」（二番目に酒を酌んで供えること）を行うとある。最初に酒を酌んで供え

るのは儀礼の主催者である皇帝であろう。

(3) **補注** 王先謙がいう。百官志二には後漢では「丞は一人、官秩は比千石」とある。

(4) **注** 応劭がいう。光とは明、禄とは爵、勲とは功の意である。

如淳がいう。胡公（胡広）は「勲の発音は闇であり、両字は意味が通じる。闇とは、古の門を掌る官である。光禄は宮門を掌る」と言う。

顔師古がいう。応劭の説が正しい。

補注 何焯がいう。如淳の説に従うべきである。勲の読みは闇である。福建地方では、今もなおこの音がある。後段に「中大夫を改称して光禄大夫とする」とあるのも、宮門内に居るからである（以上、『義門読書記』巻十六）。

周寿昌がいう。『玉海』巻一二三は如淳の注を引用して「郎中令の府は宮中に在り」とする（以上、『漢書注校補』巻十一）。

王先謙がいう。胡公とは胡広のことである。巻九九中・王莽伝中には「光禄勲を改名して司中とする」とある。

考証 如淳の注に引く胡広の説は原文では「勲之言闇也」とあり、「言」とは音も意味も同じことを表す。光禄勲という官名の意味するところについて、米田健志は応劭と如淳（胡広）の両説を折衷して、光_{II}明、禄_{II}爵、勲

II闇と解釈し、光禄勲という官名のうち、光禄は官僚予備員である大夫・郎を序列化する機能を表し、勲は宮殿警護を掌る官署であることを示すと解釈できるとする
〔米田健志 一九九八〕。

(5) **補注** 王先謙がいう。大夫は『史記』巻五・秦本紀に見える。郎・謁者はいずれも『史記』巻六・秦始皇本紀に見える。謁者は『史記』巻七九・范雎伝にも見える。

考証 本文でいう「大夫」は官職名だが、本来は周代以来の「公・卿・大夫・士・庶人」という身分制における一つの身分の呼称であった。やがて大夫の身分にあるものが、一定の職務に従事することで、大夫を官職名としても用いるようになったのである。「米田健志 一九九八」。郎中令属官の大夫には太中大夫・中大夫・諫大夫と後の注(14) **補注**に出でてくる中散大夫が確認できる。

(6) **注** 服虔がいう。（武帝と）ともに宮門の下で期（待ち合わせ）してお忍びで出かけたことから、それによって後にこの官に名づけたのである。

顔師古がいう。羽林もまた宿衛の官であり、鳥の羽のように素速く、林の木々のように多いことを表しているのである。一説には、羽とは王者の羽翼であるからという。

考証 期門（虎賁）・羽林は、郎官とともに宮殿内外にお

ける宿衛侍從に当たった官である〔浜口重国 一九六六 a〕。

(7) **補注** 王先謙がいう。官本はここで改行していない。大夫も郎中令の属官であり、改行しないのが正しい。百官志二には「およそ大夫・議郎は、いずれも諮問に答えることを職務とし、定まった職務は無く、ただ皇帝の詔命によって使われるのである」とある。

考証 「論議を掌る」とは、皇帝の諮問に答えるなどブレーションとしての役割を指すのだという〔米田健志 一九九八〕。

(8) **補注** 王先謙がいう。太中大夫の例は、郊祀志・律曆志・賈誼伝・疏広伝・李広伝・衛青伝・張湯伝・東方朔伝・霍光伝・平当伝・龔勝伝・劉輔伝・劉德伝・劉向伝・劉歆伝・夏侯勝伝・孔光伝・王商伝・谷永伝・王嘉伝・石奮伝・周仁伝・張敞伝・蓋寛饒伝・文三王伝・宣元六王伝・翟方進伝・申屠嘉伝・陸賈伝・儒林伝・佞幸伝・西南夷兩粵伝・外戚伝に見える。

(9) **考証** 『北堂書鈔』卷五六に引用する韋昭『弁釈名』に「太中大夫は、宮中にあつて最も地位の高いものである」とあるように、中大夫の「中」は、上中下の「中」ではなく、「宮中」を意味する。また太中大夫の「太」は、中大夫よりも高位であることを示している。

(10) **補注** 王先謙がいう。『呂氏春秋』知度篇には(晋の)

趙襄子は膽・胥已を中大夫としたとあり、(『史記』卷七九・范雎列伝によれば)魏には中大夫須賈がいた。これらは戦国時代の官である。漢の中大夫の例は、郊祀志・溝洫志・張耳伝・曹参伝・朱建伝・灌嬰伝・直不疑伝・鼂錯伝・張釈之伝・汲黯伝・田蚡伝・董仲舒伝・見寛伝・嚴助伝・朱買臣伝・吾丘寿王伝・主父偃伝・酷吏伝・游侠伝・佞幸伝・匈奴伝・兩粵伝・王莽伝・叙伝に見える。

考証 王先謙の挙げたものの中、叙伝には中大夫の例は見えない。

(11) **補注** 錢大昭がいう。荀悦『漢紀』卷五・惠帝六年(前一八九)条には「諫議大夫」秩は比六百石」とある(以上、『漢書辨疑』卷九)。

王先謙がいう。諫大夫の例は、芸文志・溝洫志・劉向伝・薛広徳伝・主褒伝・王吉伝・貢禹伝・楊敞伝・龔勝伝・鮑宣伝・韋玄成伝・張安世伝・杜延年伝・魏相伝・夏侯勝伝・彭宣伝・翼奉伝・韓延寿伝・王尊伝・王章伝・蓋寛饒伝・劉輔伝・孫宝伝・毋将隆伝・終軍伝・蕭望之伝・馮参伝・宣元六王伝・孔光伝・朱博伝・何武伝・王嘉伝・云敞伝・甘延寿伝・儒林伝・循吏伝・游侠伝・佞幸伝・南越伝・外戚伝・元后伝・王莽伝・叙伝に見える。百官志二には後漢では「諫議大夫、六百石。定員無し」とある。『初学記』卷一二・職官部下・諫議大夫条に引く『齊職儀』には「光武帝が議の字を加えた」とあり、だとすれば後漢の諫議大夫とは、つまり

前漢の諫大夫のこととなる。

〔考証〕 諫大夫の新設には、武帝の儒学振興政策と関連して、儒学を修めた者を大夫として任用する意図があったと考えられる。なぜなら諫大夫の任用について『初学記』巻一二に引く『斉職儀』には武帝期の話として「優れた儒者や有徳の者を任用した」とあり、『漢旧儀』には「明経科」から採用したとあるからである〔米田健志 一九九八〕。

また、巻一〇・成帝紀の陽朔二年（前二三）五月の条とその注に引く李奇の言によると、八百石の官秩を六百石へと整理統合したため、諫大夫の官秩もこの時に、比八百石から比六百石へと変更されたと考えられる。

『斉職儀』は『隋書』卷三三・経籍志二に、南朝齊の王珪之の撰、五十巻とある。

(12) 〔補注〕 王先謙がいう。光禄大夫の例は、溝洫志・芸文志・韓王信伝・武五子伝・于定国伝・薛広徳伝・平当伝・楚元王伝・常恵伝・傅介子伝・夏侯勝伝・李広利伝・息夫躬伝・張騫伝・張安世伝・霍光伝・金日磾伝・韋賢伝・蔡義伝・貢禹伝・趙充国伝・京房伝・魏相伝・丙吉伝・張敞伝・王尊伝・諸葛豊伝・孫宝伝・蕭望之伝・蕭育伝・馮奉世伝・段会宗伝・辛慶忌伝・彭宣伝・龔勝伝・翼奉伝・鄭崇伝・匡衡伝・張禹伝・主商伝・史丹伝・傅喜伝・孔光伝・朱博伝・陳咸伝・翟方進伝・王嘉伝・谷永伝・師丹伝・儒林伝・酷吏伝・佞幸伝・匈奴伝・西域伝・外戚伝・元后伝・王莽伝・叙伝に見える。百

官志二には「およそ王国の嗣子の葬儀においては、光禄大夫が弔問を掌る」とある。後漢では定員無し。

〔考証〕 中大夫の光禄大夫への改名は、郎中令の光禄勳への改名と同時に行われたものである。

(13) 〔補注〕 錢大昭がいう。荀悦『漢紀』卷五・恵帝六年（前一八九）条には「太中大夫、秩は比二千石」とある（以上、『漢書辨疑』卷九）。

王先謙がいう。「比二千石」は荀悦『漢紀』の誤りである。

(14) 〔補注〕 劉敞がいう。ここに「太中大夫は官秩は比千石で従来のままであった」と言うのは、つまり中大夫は従来は太中大夫よりも官秩が少なく、その官秩は二千石も無かった。故に「官名を改めて中大夫を光禄大夫とし、官秩は比二千石とした。太中大夫は官秩は比千石」と言うのである（以上、『官本攷證』）。

王先謙がいう。百官志二には後漢では「太中大夫は官秩は千石。定員無し」とある。また同書には「中散大夫は、官秩は六百石。定員無し」とある。考えるに蕭由が中散大夫となったことが卷七八・蕭望之伝に見えており、これは前漢にすでに中散大夫が存在していたことを示している。百官表本文には記載されていないだけである。

〔考証〕 劉敞が指摘しているのは、かつては秩比千石の太中大夫よりも下位に中大夫が位置づけられていたが、中大夫が光禄大夫と改名されると同時に秩が比二千石とな

り、その結果、太中大夫と光祿大夫の地位が逆転したと
いうことである。

(15) **補注** 銭大昕がいう。『漢書』の本紀・列伝において郎
と呼ばれているのは、すべて宿衛をする郎を指しており、
尚書郎ではない。五官・左・右中郎將に分属しているた
めに、三署郎とも呼ぶ。三署とは、五官中郎が一署、左
中郎が一署、右中郎が一署であり、これらが光祿勳によ
って統括されている。尚書令・尚書丞は、もともとは少
府の属官であったが、武帝以後には、やがて枢機を扱う
要職となり、成帝が初めて尚書の定員四人を置いたが、
尚書郎が存在したということは聞いたことがない。後漢
の初期には、尚書郎は尚書令史の在任期間の長い者をも
って補任した。光武帝は孝廉に挙げられた丁邯を尚書郎
としたが、邯は尚書令史という属僚から昇進してきた者
と同僚となることを恥じて、病氣と称して職に就かなか
った。後に尚書各部署の郎の定員はますます増えて、そ
の職責もますます重くなった(以上、『三史拾遺』)。

考証 銭大昕が引用した後漢の丁邯の話は百官志三の注
に引く『決録注』による。『決録注』とは、後漢の趙岐
が撰述した『三輔決録』に晋の摯虞が注を付したもので、
後漢期の三輔地域の人物の伝記をまとめている。『隋書』
卷三三・経籍志二に七卷とするが、すでに散逸している。
輯本に清の張奭や張澍によるものがある。

銭大昕は、後漢では「郎」は、尚書に所屬して文書処
理に当たる尚書郎などを指すことが多くなるが、前漢時
代に郎といえば宮殿警護官を指すのだということを指摘
している。前漢後期以降、宮殿警護官である郎が尚書に
派遣されて、文書処理に従事することが始まり、やがて
後漢にいたって尚書の正式な定員としての尚書郎が制
度化されるようになる。詳しくは「嚴耕望 一九九一a」
を参照。

郎については、「増淵龍夫 一九九六」「嚴耕望
一九九一a」「大庭脩 一九八二a」「杉村伸二二〇〇一」
がある。増淵は、戦国期の官僚を論ずるに先だち漢代の
郎官を取りあげ、郎官が天子近従のいわば私的な家臣で
あり、同時に当時的高级官僚の多くが郎官の出身である
ことを指摘する。嚴耕望は郎官の制度とその変遷を詳述
し、またその出自と転出先を分析する。

(16) **補注** 王先謙がいう。議郎の例は、芸文志 郊祀志・金日
磾伝・陳湯伝・夏侯勝伝・王嘉伝・衛青伝・眭孟伝・孔光伝・
翟方進伝・鮑宣伝・孫宝伝・儒林伝・匈奴伝・外戚伝・敘伝に
見える。中郎の例は、惠帝紀・卜式伝・趙広漢伝・趙充国
伝・傅介子伝・常惠伝・劉向伝・汲黯伝・息夫躬伝・京房伝・
蕭望之伝・主父偃伝・翟方進伝・吾丘寿王伝・東方朔伝・翼
奉伝・儒林伝・酷吏伝・游侠伝・西域伝・王莽伝に見える。
侍郎の例は、律曆志・芸文志・劉屈氂伝・傅介子伝・龔勝

伝・韋玄成伝・孔光伝・鄭吉伝・辛慶忌伝・東方朔伝・儒林
伝・西域伝に見える。郎中の例は、惠帝紀・芸文志・樊噲
伝・主父偃伝・楊惲伝・甘延寿伝・匡衡伝・田叔伝・盧縮伝・
劉沢伝・劉德伝・劉向伝・劉敬伝・袁盎伝・叔孫通伝・匈奴
伝に見える。

百官志二には「およそ郎官はいずれも交替で当直し、
戟を持つて諸殿門に宿衛することを掌り、皇帝が外出す
るときには警備の車騎にあたる。ただ議郎のみは当直を
しなかった」、後漢では、「議郎は秩六百石、中郎は秩比
六百石、侍郎は秩比四百石、郎中は秩比二百石で、皆な
定員無し」とある。

【考証】 議郎と中郎・侍郎・郎中とはその職掌が異なる。
後者が宮殿警護官であるのに対して、百官志二に「大夫・
議郎は皇帝の諮問に対応することを掌り、決まった職掌
はない」とあるが、前漢でも、議郎は宮殿警護にはあた
らず、皇帝の顧問官としての役割を担っていたと考えら
れる。

(17) **【補注】** 沈欽韓がいう。『戦国策』齊策一には「靖国君（靖
郭君の誤り）が齊王に「五官に関する書類は、日々決裁
しないわけにはゆきません」と言った」とある。五官の
語は『管子』に屢々見える。これが「五官」という名称
の起源であることは明らかである（以上、『漢書疏証』卷四）。

【補注】 王先謙がいう。五官中郎將の例は、儒林伝・王莽伝下

に見える。五官掾の例は、王尊伝に見える。百官志二に
は、後漢では「五官中郎將は一人、五官郎を主管する。
左中郎將は左署郎を主管する。右中郎將は右署郎を主管
する。五官中郎は、官秩は比六百石。五官侍郎は、官秩
は比四百石。五官郎中は、比三百石。定員無し」とある。
左・右署の中郎・侍郎・郎中は先述した。本表では（五
官中郎將、左中郎將、右中郎將は）ただ中郎を所管する
としている。これは前漢と後漢とでは制度がやや異なる
からである。

【考証】 官名における「五官」とは、五行思想にもとづき
木火土金水の全て、つまりあらゆる事柄、そしてその総
括という意味が込められており、そこから「最も主要な、
中心となる」という意味が派生したと考えられる「嚴耕
望一九九一b」。

王先謙は「五官掾が王尊伝に見える」というが、五官
掾は郡太守の属官であり、光祿勳の属官である五官中郎
將とは無関係である。

(18) **【注】** 如淳がいう。車を担当するものを車郎と呼び、門
戸の警護を担当するものを戸郎と呼ぶ。『漢儀注』には「郎
中令は郎中を管理し、左・右車將は左・右車郎を管理し、
左・右戸將は左・右戸郎を管理する」とある。

【補注】 王先謙がいう。車郎の例は、芸文志に見える。別

名を鞏郎といい、劉向伝に見える。戸郎の例は、王嘉伝に見える。騎郎の例は、張積之伝・衛青伝・公孫敖伝に見える。別名を郎中騎といい、高惠高后文功臣表に見える。戸将の例は、楊惲伝に見える。郎中戸将の例は、蓋寛饒伝・儒林伝に見える。郎中騎将の例は、樊噲伝に見える。別名を騎郎将といい、高惠高后文功臣表・蓋寛饒伝・李広伝に見える。郎中車騎将の例は、辛慶忌伝に見える。百官志二には後漢では「車・戸・騎の三将を廃止した」とある。

【考証】 騎郎の例は公孫敖伝に見えないが、衛青伝には「騎郎公孫敖」と記される。

(19) 注 応劭がいう。謁とは請であり、白(申す)である。僕とは主である。

【補注】 錢大昭がいう。『後漢書』帝紀四・和帝紀の永元七年条に引く) 北魏・闕駟『十三州志』には「謁者は秦官である。皆な孝廉に挙げられた中から五十歳未満で賓客の介添えを熟知する者を選ぶ。一年経つと県令や郡の長史および都官府の長史を拜命する」と言う(以上、『漢書辨疑』卷九)。

王先謙がいう。謁者の例は、武帝紀・食貨志・礼楽志・芸文志・英布伝・灌嬰伝・汲黯伝・終軍伝・王商伝・王嘉伝・蕭何伝・周勃伝・蕭育伝・辛慶忌伝・主父偃伝・楊惲伝・蕭望之伝・蕭由伝・匡衡伝・馮野王伝・江充伝・汲黯伝・循吏伝・

佞幸伝・西域伝・外戚伝・王莽伝に見える。謁者僕射の例は、母将隆伝・張積之伝・鼂錯伝・龔勝伝に見える。百官志二には後漢では「常侍謁者は五人、官秩は比六百石。殿上における時節の威儀を掌る(『漢官』には「謁者は三十人、そのうち二人は公府掾で、官秩は六百石の特使である」という)。謁者は三十人。そのうち給事謁者は、官秩は四百石。そのうち灌謁者郎中は、官秩は比三百石。賓客の介添えと取り次ぎ、および上章報問を掌る。中郎将・光祿大夫以下の葬儀には、使者として弔問にゆくことを掌る。もとの定員は七十人だったが、後漢以降は三十人だけになった。初めは灌謁者に任命され、一年経つと給事謁者に任命された」とある。また百官志二には「謁者僕射は一人、謁者台の長であり、謁者を管理し、天子が外出するときには、先導を務める」とある。

【考証】 百官志二の注に引く晋・荀綽『晋百官表注』には「漢代には皆な孝廉に挙げられた中から五十歳で、かつ容貌が嚴格で賓賛に堪能な者を選んで謁者に任命した。昔、燕の太子は荊軻をして始皇帝をおびやかさせたときに、事件が宮中の両楹の間で起こったので、その後、謁者は匕首を腋に挟んでおくようになった。漢の高祖は天下を平定して文治を行ったので、匕首に代えて板を用いるようになった」とある。

補注に引く百官志二に見える灌謁者郎中については、

『後漢書』卷八一・雷義伝の注には「『漢官儀』にいう。謁者は三十五人、郎中からその官秩のまま任用して、一年経つと給事謁者と称するようになり、一年未滿の者は灌謁者と称する」とある。つまり、後漢における謁者の登用は、郎中（比三百石）→灌謁者（灌謁者郎中、比三百石）→給事謁者（四百石）→常侍謁者（比六百石）となるのである。

なお謁者については「山田勝芳一九九二」がある。

(20) 補注 王先謙がいう。諸の殿門で期したので、期門という官名がついたのである。東方朔伝に見え、また霍光伝・李広利伝・趙充国伝・傅介子伝・甘延寿伝・西域伝・外戚伝・王莽伝にも見える。

(21) 補注 王先謙がいう。期門僕射は、後の虎賁僕射である。百官志二には後漢では「虎賁左・右僕射、それぞれ一人。官秩は比六百石。虎賁郎の弓射の訓練を管理する」という。

(22) 注 顔師古がいう。賁は奔と音通で、猛獣が奔走することを意味する。

補注 王先謙がいう。虎賁の例は、王莽伝に見える。

(23) 補注 王先謙がいう。百官志二には後漢では「虎賁中郎将は虎賁郎の宿衛を管理する」とあり、管轄下には虎賁中郎・虎賁侍郎・虎賁郎中・節從虎賁の名が見える。

(24) 補注 周寿昌がいう。文帝の時に、鄧通が羽林黄頭郎と

なっている（以上、『漢書注校補』）。武帝よりも前にすでに羽林は存在していたのである。

王先謙がいう。百官志二には「羽林郎は、官秩は比三百石。定員無し。宿衛・侍從を掌る。常に漢陽・隴西・安定・北地・上郡・西河および六郡の良家から選んで補任する。もともと武帝が輕装の馬に乗って狩獵に出かけた際にこれに付き従い、帰還してから殿陛の巖下（軒下）の室中で宿直したので、巖郎と呼ぶ」とある。

考証 補注に引く周寿昌の言に「武帝よりも前にすでに羽林は存在していたのである」とあるが、この文は『漢書注校補』に見えない。また、周寿昌が、「文帝の時に、鄧通が羽林黄頭郎となった」ということは、史料には直接現れない。卷九三・佞幸伝の「鄧通は蜀郡南安県の人、善く船を漕いだので黄頭郎に任じられた」という記事と、卷五一・枚乗伝の枚乗の言に「漢王朝は呉に天下を併吞しようとする心があるのを知ると、大いに怒り、羽林黄頭を派遣して長江にそって呉に下らせ、大王の都をおそわせることでしょう」とあることを結びつけた周寿昌の推測である。

良家とは、卷二八下・地理志下の顔師古注に引く如淳の説では「医者・商人・職人以外の家柄」とするが、堀敏一は、「七科譴にあたる諸身分や医・巫・工等を除いた庶人の範囲」としている「堀敏一一九八七」。七科譴

(適)とは『史記』卷一二三・大宛列伝の正義に引く張晏の説として「吏の罪ある者が一、亡命者が二、入り婿が三、商人が四、かつて市籍にあったものが五、父母が市籍にあったものが六、祖父母が市籍にあったものが七」とある。

巖郎の語義について、百官志二に引用する晋・荀綽『晋百官表注』では「嚴格にして精鋭なるの意である」とあり、百官志二の本文の解釈とは異なる。

(25) **補注** 沈欽韓がいう。おそらくは武帝が建章宮を造営したので、ここに置いて宮殿警護をさせたのであろう(以上、『漢書疏証』卷四)。

考証 建章宮は、都長安城の西側に置かれた宮城で、太初元年(前一〇四)二月の造営。詳しくは『三輔黄圖』卷一を参照。

(26) **補注** 王先謙がいう。羽林の例は、霍光伝・趙充国伝・甘延寿伝・外戚伝・王莽伝に見える。

(27) **注** 顔師古がいう。五種の武器とは、弓矢・殳・矛・戈・戟である。

補注 王先謙がいう。羽林孤兒の例は、宣帝紀・趙充国伝・孔光伝に見える。

考証 五種の武器(五兵)についての顔師古説は、『周礼』夏官・司右の鄭玄注に引用された『司馬法』にもとづく。

(28) **補注** 王先謙がいう。百官志二には後漢では、羽林左・

右丞それぞれ一人が有り、羽林令は廢止されたという。

(29) **補注** 王先謙がいう。中郎将羽林監の例は霍光伝に見える。百官志二には、後漢では「羽林中郎将は、官秩は比二千石。羽林郎を管理する」とある。また百官志二には、羽林左・右監がそれぞれ一人あり、官秩は比六百石。羽林左・右騎を管理するとある。また百官志二には「騎都尉は、官秩は比二千石。定員無し。もともとは羽林騎を管理した」とある。

考証 『漢官』(孫星衍輯)には「孝廉に挙げられた郎が就任し、羽林九百人を管理する。左・右の二監の官属である書記は、皆な羽林郎の中から有能な者を選任する」とある。

(30) **補注** 王先謙がいう。官本では、「僕射」は上文から連続しており改行していない。これが正しい。

(31) **補注** 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀には、博士僕射の周青臣が見える。また衛令僕射も見えており、これが、僕射が秦官であることの証拠となる。

(32) **補注** 王先謙がいう。侍中僕射の例は、武帝紀・霍光伝に見える。百官志三・侍中の下文には「もとは僕射一人があり、後漢では転じて侍中祭酒とした。ときに置き、ときに置かなかつた」とあり、つまり侍中には僕射があったということである。また百官志三には「尚書僕射は一人、官秩は六百石。尚書の事を署し、尚書令が不在の

ときは、諸々の文書を奏したり下したりする」とある。考えるに元帝の時には、石頭が尚書僕射となり、哀帝の時には、鄭崇が尚書僕射となった。孫宝伝には、尚書僕射唐林が見える。また孔光伝に二度見えており、王嘉伝には一度見えている。また佞幸伝には中書僕射の牢梁が見える。これらは（前漢の）尚書にも僕射があったことを示している。百官志二にはまた「博士祭酒は一人、官秩は六百石。もとは僕射といったが、後漢では転じて祭酒とした」とある。これは博士に僕射があることを示している。虎賁僕射は、虎賁郎の弓射の訓練を管理する（注21補注にて既述）。また郎僕射の例は、霍光伝に見える。これは郎に僕射があることを示している。

【考証】 表の本文に、僕射は侍中・尚書・博士・郎にもあったとするが、僕射について記されているのはこの郎中令の項目である（前段の博士の項目では僕射について見えない）。これは僕射が武職であり、それが設置された諸官の中で、郎中令が漢代を通じて武職であり続けたこと、またその属下に多くの僕射が配されたことと関係しているであろう。

(33) **【補注】** 何焯がいう。僕射の語義は本文の説明で意を尽している。僕射が秦官だということについては、『漢書』にはその明証がないので、しかたなく「古は」というように周代の制度に付会したのだろうか。「射」字を「夜」

と同じ音で読むのは、はなはだしい誤謬である（以上、『義門読書記』巻一六）。

【考証】 何焯の説の通りであれば、僕射は「ほくしゃ」と読まねばならないが、慣例では「ほくや」と読むことになっている。

(34) **【注】** 孟康がいう。いずれにも僕射があり、管理する職務に応じて官名とするのである。もし軍屯吏であれば軍屯僕射といい、永巷であれば永巷僕射という。

【補注】 沈欽韓がいう。『孫子』作戦篇の曹操注には「戦車の陣立ては、五車を隊として、隊ごとに僕射一人、十車を率として、率ごとに官長一人」とある。『通典』巻一四八・兵一・立軍には「五火を隊として、五十人ごとに指揮官として頭を置く」とある。そうすると僕射はつまり隊頭であり、別名を隊率という。巻四二・申屠嘉伝に「申屠嘉は材官蹶張から、昇進して隊率となった」とあるのが、これである。その百人ごとに官長を置いて、別名を屯長という。『史記』巻四八・陳涉世家に、秦は閭左から戍卒九百人を徵発して、陳勝・呉広は二人とも屯長となったとあるのが、これである（以上、『漢書疏証』巻四）。

王先謙がいう。騶僕射は百官志三・祠祀令の注に引かれた『漢官』に見える。「宰」は「卒」の誤字の疑いがある。衛卒僕射の例は『史記』巻一二六・滑稽列伝の褚少孫補記

部分（王先生伝）に見えるからである。永巷僕射の例は広川王去伝に見える。

考証 沈欽韓は「その百人ごとに官長をにおいて、別名を屯長という」と言うが、彼が依拠した史料が何であるか不明である。軍隊などで百人を一つの単位とする事例は屢々あるが、その長を「官長」「屯長」と呼ぶ例は今のところ見あたらない。『史記』卷四八・陳涉世家からは、戍卒九百人を百人ごとの九組に分けたとは言い得ない。

九、衛尉

原文

衛尉（1）、秦官（2）。掌宮門衛屯兵（3）。有丞（4）。景帝初、更名中大夫令（5）、後元年、復爲衛尉（6）。屬官有公車司馬・衛士・旅賁三令丞（7）。衛士三丞（8）。又諸屯衛候・司馬二十二官皆屬焉（9）。長樂・建章・甘泉衛尉皆掌其宮（10）。職略同（11）。不常置。

訓詁

衛尉は（1）、秦官なり（2）。宮門の衛屯の兵を掌る（3）。丞有り（4）。景帝の初め、名を中大夫令と更め（5）、後元年、復た衛尉と爲す（6）。属官に公車司馬・衛士・旅賁三令丞有り（7）。衛士は三丞（8）。又た諸の屯衛の候・司馬

二十二官は皆な焉に属す（9）。長樂・建章・甘泉衛尉は皆な其の宮を掌る（10）。職は略ぼ同じ（11）。常には置かず。

現代語訳

衛尉は（1）、秦官である（2）。宮門の衛屯の兵を掌る（3）。丞がある（4）。景帝の初めに、中大夫令と改名し（5）、後元年（前一四三）に、ふたたび衛尉に戻した（6）。

属官に、公車司馬・衛士・旅賁の三令・丞がある（7）。衛士は三丞である（8）。またもろもろの屯衛の候・司馬の二十二官はいずれもこれに属す（9）。

長樂衛尉・建章衛尉・甘泉衛尉は、いずれもそれぞれの宮城を掌る（10）。職務はほぼ衛尉と同じである（11）。常置の官ではなかった。

注釈

（1）**考証** この項目で扱う衛尉とは未央宮を守備する未央衛尉のことである。前漢には都城長安の長樂宮・建章宮などの宮城の他に甘泉宮といった離宮があり、そうした宮城にも衛尉が置かれたが、それは本項の最後に述べられている。なお、未央宮は高祖七年（前二〇〇）に丞相蕭何により造営された宮城で、恵帝以後は前漢を通じて皇帝の宮城であった。

（2）**補注** 王先謙がいう。『史記』卷六・秦始皇本紀に、衛

尉竭けつの名がみえる。

(3) 注 顔師古がいう。『漢旧儀』に、「衛尉寺は宮内に在る」とある。胡広は、「宮闕の門内を掌る。衛士は宮壁の下に区廬をかまえる」と述べる。区廬とは、今の仗宿屋（護衛兵の宿舎）のようなものである。

補注 銭大昕がいう。宮門とは未央宮の門である。武帝の時、李広は未央衛尉となり、程不識は長樂衛尉となったが、百官表下には、李広はみえるが程不識はみえない。宣帝の時、霍光の長女の婿鄧広漢は長樂衛尉となり、范明友は未央衛尉となったが、百官表下には、范明友はみえるが鄧広漢はみえない。百官表下が記しているのは、未央衛尉だけであることが分かる。未央衛尉と長樂衛尉は、それぞれ東宮・西宮を主っている。孟康は「李広は東宮であり、程不識は西宮である」といつている。私が思うに、長樂宮は太后の居所であり、太后の朝を東朝と称するのは、長樂宮が未央宮の東に在るからであろう。未央衛尉は、諸伝ではいずれもただ「衛尉」とだけ称しているのに、李広・范明友だけが「未央」と称しているのは、「長樂」と区別するためである。卷七三・韋玄成伝でも「未央衛尉」と称しているが、それはつまり、この時に始めて「建章衛尉」が置かれたために「未央」と称して「建章」と区別するためであった（以上、『二十二史考異』卷六）。

王先謙がいう。官本では顔師古注に引く『漢旧儀』の「仗」は「伏」としている。百官志二に「宮門の衛士、宮中の巡回警備の事を掌る。（後漢は）一人」とある。

考証 区廬については、卷六七・胡建伝に「時の監軍御史は邪な人物で、北軍の墨壁に穴をあけて賈区（店舗）を作った」という文の顔師古注に「区とは小室の名で、今の小庵屋のようなものである。そのため、衛士の居所を区廬といい、宮外に宿営する土を区土というのである」とある。

卷五二・灌夫伝に、程不識と李広はともに東西宮の衛尉となったという田蚡の発言が記されており、その顔師古注に、孟康の言として「李広は東宮衛尉であり、程不識は西宮衛尉である」とある。齊召南は「前漢では長樂宮を東宮といい、皇太后がここに住んだ。皇帝は未央宮に住んでいたが、これは長樂宮の西にある。卷五四・李広伝によれば「李広は未央宮衛尉となり、程不識は長樂宮衛尉となった」とあり、つまり李広は西宮衛尉で、程不識は東宮衛尉なのである」といつている（以上『官本攷證』）。

また、『太平御覽』卷二三〇・職官部二八・衛尉卿に引く『漢官解詁』には「衛尉は宮門の中をつかさどり、衛士は宮壁の下に廬をつくり、それぞれに定員と部署がある。宮内に居するものは全員、籍を宮門に提出し、そ

の姓名を調べる。もし医巫や雇われ人で宮中に入る必要のある者は、それらの本官の長吏が啓・伝を封ずることになっており、その印信を審査した後に宮内に入れる。籍があり、いずれもまた符がある。符は木でできており、長さは一尺二寸で、その所属する官の二文字で鉄印をつくり符を分ける。宮城に出入りするものは籍を調べ、また符の刻みが合致するかを調べ内に入れる。官位のあるもので、出入りすることのできる者は、御者に命じ、前後に伝えあわせることによって通じさせる。日暮れから夜明けまで、部署に分かれて夜を徹して行い、夜に通行するものがあれば、進み出て「誰だ、誰だ」と言う。このようにして勤務を怠らず、一年中交代して行うのは、宿営を特に重視するからである」とある。

なお衛尉寺の所在地については『漢旧儀』に「宮内にあつた」と記すのみで具体的な場所は不明である。陳直は漢長安城址から出土したという「衛屯」瓦当が官署に使われたものとする「陳直一九七九」。

(4) **補注** 王先謙がいう。百官志二に、後漢は「丞は一人。比千石」とある。

考証 上海博物館所蔵の前漢中期のものとされる封泥に「未央衛丞」がある「孫慰祖一九九三」。

(5) **補注** 王先謙がいう。中大夫令の例は、直不疑伝に見える。この官も秦の官に依って名づけられている。『史記』

卷六・秦始皇本紀に、中大夫令齊がみえ、また衛尉竭もみえる。そうだとすれば、秦の時には、中大夫令と衛尉は元は別の官だったのである。

考証 卷四六・直不疑伝には「中大夫」とあるが、「中大夫令」は見えない。また同伝の補注において王先謙は、この「中大夫」は「令」字が誤脱したものという錢大昕の説を斥けて、「中大夫」のままでもよいと断じており、ここでの補注と矛盾を生じている。一方で『史記』卷一〇三・直不疑伝には「太中大夫」とあり、少なくとも直不疑伝の記述について、中大夫・中大夫令・太中大夫のいずれが事実を伝えたものであるのかを判断することは出来ない。ただし百官表下、景帝中六年（前一四四）の項に「中大夫令直不疑を改めて衛尉とする」とあり、百官表上では、年次は一年ずれるが、「後元年（前一四三）にふたたび衛尉に戻した」とあるので、直不疑が中大夫令に就任したこと自体は事実と考えられる。

中大夫令について「米田健志一九九八」は、百官表上では郎中令所属とされる中大夫は、景帝後元年以前には中大夫令所属だったとする。

秦代の中大夫令について、「勞榦一九七六」は「令」とは本来、秩千石以下の官名であり、秦代には中大夫令は郎中令とともに秩二千石の衛尉に所属していたとする。また、前漢初の例としては、「二年律令」秩律の

四四〇～四四一簡に「衛尉、漢中大夫令、漢郎中（令）、奉常、秩各二千石」とあり、前漢にいたるまでに中大夫令・郎中令・衛尉三者は同格の官職へと変化したことがうかがわれる。なお「米田健志 一九九八」に「二年律令」による修正を加えて前漢における三者の関係の変遷を图示すれば次のようになる。

○前漢初期～景帝初年

・衛尉——衛屯兵等
 ・中大夫令——中大夫等
 ・郎中令——郎中等

*中大夫令・郎中令は衛尉から独立。

○景帝初年～景帝後元年

・中大夫令(元の衛尉)——衛屯兵等
 中大夫等
 ・郎中令——郎中等

*衛尉を中大夫令に改名（もしくは統合）。

○景帝後元年以後

・衛尉(元の中大夫令)——衛屯兵等
 中大夫等
 ・郎中令——郎中等

*中大夫令を衛尉に改名。同時に中大夫令は消滅。

中大夫等は郎中令の管轄下に移行

(6)補注 王先謙がいう。卷九九中・王莽伝中に、始建国元年(九)に、「衛尉を太衛と改名した」とある。

(7)注 顔師古がいう。『漢官儀』に「公車司馬は宮殿の司馬門を掌る。夜は宮中を警邏する。天下の上奏文で宮城の闕下に届いたもの、全ての朝廷に招喚された者は、いずれもこれを統括する。令は秩六百石」とある。旅は衆という意で、責は奔に通じる。奔走の任を行うということである。

補注 王先謙がいう。官本注では「闕下」という言葉の上に「四方貢獻」の四字がある。公車司馬の例は、王莽伝中に見える。公車令の例は、張釈之伝・外戚伝に見える。公車司馬令の例は、東方朔伝に見える。公車丞の例は、儒林伝・外戚伝に見える。衛士令の例は、芸文志に見える。やはり秦官で、省略して衛令と称することもあった。『史記』卷八七・李斯伝に、趙高が二世皇帝を弑逆しようとし、「偽って衛士に詔した」とあり、『史記』卷六・秦始皇本紀には、閭楽を殿門に派遣し、衛令を捕縛させたところがあるのが傍証となる。百官志二に、後漢には「公車司馬令がある。一人、六百石。宮の南闕門で、全て吏民の上奏、四方からの貢獻、および召しだされ公車に出頭したものを掌る。丞は一人。諱に通じているものを選び、規則に違反していないかを調べることを掌った。

衛士令は一人、六百石。南宮と北宮の衛士を掌る。丞は各々一人。旅賁令と衛士の一丞を省いた」とある。

〔考証〕 王先謙は公車司馬令が東方朔伝に見えるというが、確認できない。また公車丞の例も儒林伝には見えない。

陳直は卷二七下之上・五行志下之上に成帝綏和二年の事件（元の公車大誰卒の王褒が、北司馬門から前殿の非常室に入りこんだ事件）の公車大誰卒を、公車司馬の属吏とする「陳直一九七九」。同条の顔師古注には「大誰とは問題のある人間を誰何することを職務とし、「姓名は何か」と問う。：大誰は本来、誰何を称としており、これにちなんだ官名とした。大誰長があり、この卒は長に統率される士卒である」とある。

なお司馬門とは卷九・元帝紀の顔師古注に「司馬門とは宮の外門のことである。衛尉に八屯あり、衛候司馬は衛士の巡邏と宿衛を掌る。宮の各方面毎にそれぞれ二司馬が置かれたため宮の外門を司馬門というのである」とあり、また卷三一・項籍伝の顔師古注にも「およそ司馬門というものは、宮垣の内側には兵衛が所在し、四面にはすべて司馬が置かれる。司馬は武事を掌るため、総じて宮の外門を司馬門と言うのである」とある。つまり司馬門とは宮城の門のことである。

(8) **〔補注〕** 王先謙がいう。公車司馬と旅賁は丞が一人だけであって、衛士（に三丞あるの）とは同じではないので、

分けて言っているのである。後漢では、衛士三丞の内、一を省いて二を残したので、先に注(7) **〔補注〕**で百官志二に云々とあるのを引用したのである。

〔考証〕 衛士令丞の数について王先謙は(7) **〔補注〕**の百官志二の引用にあるように、衛士令の下に南宮衛士丞、北宮衛士丞の二丞がいたと考えているが、百官志二には衛士令も南宮、北宮に置かれたと明記されており、王説は成り立たない。

なお、衛士三丞について、陳直は『簠齋吉金録』卷五の「常楽衛士上次士銅飯幘」を根拠に、長楽（即ち王莽時の常楽宮）・建章・甘泉の三宮中にそれぞれ一丞ずつ置かれたのだろうと推測している「陳直一九七九」。

(9) **〔補注〕** 王先謙がいう。屯司馬は、後漢の南宮南屯司馬のようなものである。屯衛司馬は一官である（後の文にも見える）。官名を省略して、屯司馬、あるいは衛司馬と称したのである。駐屯して警衛をおこなっており、先の文で衛尉が「宮門の衛屯の兵を掌った」と言っているのは、つまりその証拠である。衛司馬の例は、元帝紀・陳湯伝・段会宗伝・谷永伝・鄭吉伝・傅介子伝・蓋寛饒伝・西域伝に見える。衛候の例は、馮奉世伝・西域伝に見える。候と司馬、合わせて二十二官である。百官志二に「左右都候それぞれ一人、丞二人」とある。『周礼』秋官・司寤氏に「夜士」があり、干宝の注に「今の都候のような

ものである」とある。おそらく徐々に制度が変わったのであろう。

【考証】 諸屯衛候司馬について王先謙は候と司馬に大別し、屯衛司馬（略して屯司馬、衛司馬とも）、衛司馬、衛候がいたと考えている。他に衛候司馬が卷九・元帝紀の顔師古注に見え、「衛士の巡邏と宿衛を掌る」とある。武官としての司馬の例は、中尉の属官にみえる「候・司馬・千人」のほか、城門校尉の属官にも「司馬」がある。また『封泥攷略』卷四に、「予章司馬」、「琅邪司馬」などの郡司馬や、「羅福頤 一九八七」に、「中司馬印」、「高陵司馬」、「軍司馬印」などの多数の例がある。

王先謙が引く、百官志の『周礼』以下の引用は、劉昭注補に引かれた文である。「今の都候のようなものである」という注文は東晋の干宝の注とされているが、今本の鄭玄注と同文である。

『周礼』の夜士は夜禁を掌っており、その職掌について鄭玄は「夜に巡察することとしている。後漢の都候は百官志二によれば、「劍戟の士を掌り、宮中を巡回警備」する。

なお、『統封泥考略』卷一に「衛候之印」と「都候丞印」の封泥がある。いずれも前漢の遺物であるため、陳直は、百官志二に記された衛尉属官の左右都候が前漢にすでに存在していたとし、さらに本表の「諸屯衛候」とは、衛

候と都候を指すとする「陳直 一九七九」。

(10) **【注】** 顔師古がいう。それぞれが所轄する宮に随って官名としている。

【補注】 錢大昕がいう。長樂宮は、高祖が築いたものである。恵帝期に、呂后がここに起居し、これ以後、太后の起居する宮城となった。武帝期、初めて長樂衛尉竇甫と程不識の名が見えることから、この官は武帝の初期に初めて置かれたものである。その後、長樂衛尉の官にあつた者には、昭帝期の劉辟彊、昌邑王賀の時の安樂、宣帝期の許舜と董忠、成帝期の史丹・王宏・王安・韋安世、哀帝期の王憚がいる。おそらく昭帝・宣帝期以後、長樂宮には常に衛尉が置かれたのであろう。建章衛尉は、宣帝元康元年（前六五）に置かれ、元帝初元三年（前四六）に廃止された（宣帝紀、元帝紀）。その職にあつた者に、丙頤や金安上があり、いずれも宣帝の朝臣である。甘泉衛尉も初元三年（前四六）に廃止されたが（元帝紀）、しかし史書に衛尉を置いたという記述はない。この宮城が置かれたのは武帝期だが、何年に宮衛が設けられたのかは明らかでなく、史書にも甘泉衛尉に任命された者は見えない（以上、『三史拾遺』卷二）。

【考証】 長樂宮は秦の興樂宮を基礎として高祖が築いた宮城で、漢が櫟陽から長安に遷都してしばらくは中心的な宮城であったが、次第に未央宮が重視されるようになる。

り、恵帝期には皇帝は未央宮、長樂宮は皇太后宮として利用されるようになる。建章宮は武帝が太初元年（前一〇四）に長安城の西側、上林苑内に築いた宮城で、その規模は未央宮を凌ぐものであった。甘泉宮は長安の北西七五キロにある大規模な離宮で、秦の離宮を武帝が建元年間に拡張したものである。

(11) 補注 王先謙がいう。長樂司馬の例は、律曆志上に見える。長樂屯衛司馬の例は、馮野王伝に見える。これらは同じ職である。長樂戸将の例は、儒林伝に見える。建章監の例は、李陵伝・衛青伝に見える。これは建章衛尉とは異なる職である。

〔考証〕 陳直は長樂衛尉の属官として、懷寧柯氏所蔵の封泥の「常樂着竜曲候」を挙げる。常樂とは王莽が変えた長樂宮の名称であることから、王莽期のものとする〔陳直一九七九〕。陳直の挙げる封泥は確認できないが、同文の銅印が故宮博物院に所蔵されている〔孫慰祖一九九三〕。

〔引用文献〕

大庭脩 一九八二a 「漢王朝の支配機構」『秦漢法制史の研究』、創文社。
大庭脩 一九八二b 「漢の中郎将・校尉と魏の率善中郎将・率善校尉」、『秦漢法制史の研究』、創文社。

嚴耕望 一九九一a 「秦漢郎吏制度考」、『嚴耕望史学論文選集』、聯経出版事業公司。

嚴耕望 一九九一b 「郡府組織」、『中国地方行政制度史甲部 秦漢地方行政制度』（三版）、中央研究院歴史語言研究所。

佐原康夫 二〇〇二 「漢代の官衙と属吏」、『漢代都市機構の研究』、汲古書院。

杉村伸二 二〇〇一 「漢初の郎官」、『史泉』九四。

陳直 一九七九 『漢書新証』（第五次校補版）、天津人民出版社。

孫慰祖 一九九三 『兩漢官印匯考』、大業公司・上海書画出版社連合出版。

浜口重国 一九六六a 「兩漢の中央諸軍に就いて」、『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会。

浜口重国 一九六六b 「前漢の南北軍について」、『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会。

堀敏一 一九八七 「漢代の良家について」『中国古代の身分制—良と賤—』、汲古書院。

増淵龍夫 一九九六 「戦国官僚制の一性格」、『新版中国古代の社会と国家』、岩波書店。

山田勝芳 一九九一 「前漢謁者・中書・尚書考」、『集刊東洋学』六五。

米田健志 一九九八 「漢代の光祿勳—特に大夫を中心とし

て―、『東洋史研究』五七―二。

羅福頤 一九八七 『秦漢南北朝官印徵存』、文物出版社。

勞榘 一九七六 「秦漢九卿考」、『勞榘學術論文集甲編』、藝文印書館。

